



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月7日(金) 第10041号

目次

ページ

告示

- 免税軽油使用者証の無効(税務課) 2
- 免税証の無効(同) 2
- 群馬県准看護師試験の実施(医務課) 2

公告

- 都市計画工業団地造成事業の変更に係る縦覧(都市計画課) 3
- 開発工事の完了(建築課) 4

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 4

落札

- 落札者等の決定(総務事務管理課) 4

■ 告 示

◎群馬県告示第235号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和4年10月7日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	01-00125	令和4年3月1日から 令和6年3月31日まで	前橋行政県税事務所	令和4年7月3日

◎群馬県告示第236号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和4年10月7日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100リットル券	農業	G01201585～ G01201694	110枚	令和4年3月1日から令和5年2月28日まで	群馬県伊勢崎市東上之宮町72-1 全農東日本エネルギー株式会社 JASS-PORT伊勢崎	前橋行政県税事務所	令和4年7月3日

◎群馬県告示第237号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、群馬県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年10月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験日時及び方法 令和5年2月5日(日)午後1時30分から 筆記試験
- 2 試験場所 高崎市岩押町12番24号 Gメッセ群馬
- 3 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第23条に掲げる試験科目
- 4 受験資格 保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者
- 5 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 受験資格を証明する書類 卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業見込証明書若しくは修業見込証明書
ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者は、令和5年3月3日(金)午後5時までに卒業証明書若しくは修業証明書又は卒業判定証明書(指定養成所を卒業できると判定されたことを証する書面)若しくは修業判定証明書(指定養成所で准看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面)を提出すること。
なお、同日までに卒業判定証明書又は修業判定証明書を提出した者は、同月10日(金)までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
なお、期限内に未着の場合は、当該受験を無効とする。
- (3) 写真 出願前6月以内に、脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもの
- (4) 受験票
- 6 受験料 6,900円(群馬県収入証紙又は払込書による。)
なお、納付された受験料は、返還しない。
- 7 受験願書の提出期間 令和4年12月5日(月)から同月7日(水)までの午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。)
- 8 受験願書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部医務課看護係
- 9 受験票の交付 受験願書受理後、受験票を送付する。
- 10 合格発表 令和5年3月9日(木)午前10時 群馬県ホームページにおいて発表する。
- 11 試験結果の開示 令和5年3月9日(木)から同年4月7日(金)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記8の場所において行う。
- 12 その他
 - (1) 試験会場の収容人数に達し次第、願書の配布は終了する。
 - (2) 試験について不明な点は、群馬県健康福祉部医務課看護係(電話027-226-2538)に問い合わせること。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画工業団地造成事業を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和4年10月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画工業団地造成事業 高崎玉村スマートIC北地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 玉村町大字上新田及び板井の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県土木整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和4年10月7日から同月21日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年10月7日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字石打字家間1070-18、1070-19	太田市西新町87番地2 アンソレイエB-102号 横澤俊吾、横澤亜美

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月7日

群馬県公安委員会委員長 高橋 伸 二

群馬県公安委員会規則第8号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1道路標識等による規制の項中「道路標識等による規制」の次に「（道路標識等により指定されている最高速度が、政令第11条、第12条第3項並びに第27条第1項及び第2項に定める最高速度を超える場合を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年10月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 群馬県会計年度任用職員事務システム運用等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部総務事務管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年9月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社Works Human Intelligence 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル21階
- 5 随意契約に係る契約金額 144,553,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和4年4月22日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号) 第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
